

## 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案について

2018年2月14日  
日本共産党東京都議会議員団

### 1. 提案理由

都議会議員の期末手当は「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に規定があります。しかし、その支給割合については、「職員の給与に関する条例」の支給割合を引用しているため、「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を改定しなくても、職員の期末手当の支給割合が上がると議員の期末手当の支給割合も上がることとなります。今回の引き上げ対象は、勤勉手当であり、議員に勤勉手当はふさわしくありません。

この引き上げが決まった昨年（平成29年）の第4回定例会で同様の条例提案をしましたが否決されてしまいましたので、6月支給の期末手当を引き上げ前の支給割合に据え置くためには、今定例会で再度条例提案することが必要です。

そのため、議員の期末手当を引き上げ前の支給割合にすることを今定例会で提案するものです。

### 2. 条例案の内容

- 議員の期末手当の支給割合を引き上げ前の100分の95に据え置くものです。

### 3. 影響額

- 全体で15,063,876円です。

以上